

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成17年11月18日作成)

法令名	土地改良法施行令								
根拠条項	第59条第1項								
許認可等の種類	国営土地改良事業によって生じた土地改良財産（代行財産に限る。）を管理委託している場合における他目的使用等の承認								
法令の定め	第59条第1項								
審査基準	代行財産の管理受託者は存在せず、将来も管理委託する見込みがないため設定しない。								
標準処理期間	<table border="0"> <tr> <td>総期間</td> <td>日・月</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日・月</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日・月</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>日・月</td> </tr> </table>	総期間	日・月	経由機関	日・月	協議機関	日・月	処分機関	日・月
総期間	日・月								
経由機関	日・月								
協議機関	日・月								
処分機関	日・月								
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課								
申請先	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課								
問い合わせ先	農政部農村振興局農業施設管理課用地財産G (電話番号：011-231-4111（内線27-327）)								
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/)								

(別表1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	土地改良法施行令
根拠条項	第59条第1項
許認可等の概要	国営土地改良事業によって生じた土地改良財産（代行財産に限る。）を管理委託している場合における他目的使用等の承認
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定（未設定イ） <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	審査基準を設定できていないことから、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なため。
担当部課	農政部農村振興局農業施設管理課用地財産G
担当者名	佐古 浩 (内線：27-327)